感染症対策のための指針

（策定年月日：令和５年９月 19 日）

第１次改訂　令和６年６月２５日
第２次改訂　令和７年９月１９日

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

目 次

第１条（感染症対策に関する基本方針） …… 1

第２条（注意すべき主な感染症） …… 1

第３条（平常時の対応） …… 1

第４条（感染症発生時の対応に関する基本方針） …… 2

第５条（感染症対策委員会の設置） …… 2

第６条（職員研修に関する基本方針） …… 3

第７条　利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針） …… 3

別表　感染対策委員会名簿…… 4

感染症対策のための指針

（感染症対策に関する基本方針）

第１条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、感染症に対する抵抗力が低下している高齢者や園児、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい高齢者等が、集団で生活する場があることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。

２ 感染者を完全になくすことは大変難しいことではあるが、各事業所内に感染源を持ち込ませないために様々な対策を実施し、集団生活における感染の被害を最小限にすることが求められる。

３ このような前提に立って、感染症を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることが必要となる。

（注意すべき主な感染症）

第２条 本会において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

（1）利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性 胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等がある。

（2）健康な人に感染を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に発生する感染症

本会では、集団感染の可能性がある感染症で、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症がある。

（3）血液、体液を介して感染する感染症

基本的には、集団感染に発展する可能性が少ない感染症で、肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等がある。

（平常時の対応）

第3条 平常時の対応は次のとおりとする。

（1）事業所内の衛生管理

・感染症の予防及びまん延防止のため事業所内の衛生保持に努める。

・常に整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に実施し、清潔の保持に努める。

（2）利用者の健康管理

・既往歴やワクチン接種状況を把握する。

・日常生活を観察し、体調の把握に努める。

・体調、様子などを共有する方法を確認する。

・利用者や利用者の家族に感染予防対策について教育、指導する。

・利用者や利用者の家族の感染予防対策実施状況を把握して、不足している内容を支援する。

（3）職員の健康管理

・感染症の既往歴やワクチン接種状況を把握する。

・体調把握に努め、体調不良時は上長に報告する。

・感染予防対策等の知識を評価し、不足している内容を教育、指導する。

・業務中に感染した場合は、速やかに上長へ報告する。

（4）感染予防と対策

・職員の標準的な感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスク着用を行う。

・血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指に触れないように使い捨て手袋を使用する。

・利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察する。異常症状を発見した場合は、家族や主治医等に連絡する。

・必要物品を確保し、適切な方法で管理する。

（感染症発生時の対応に関する基本方針）

第４条 感染症が発生した場合、当事業所は、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、利用者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次のことを行う。

（1）発生状況の把握

（2）感染拡大の防止

（3）医療措置

（4）行政への報告

（5）医療機関との連携

（感染症対策委員会の設置）

第５条 本会での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、利用者及び家族に最善の対応を提供することを目的と

して、感染症に係る管理体制を事業所全体で取り組むため、感染症対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

２ 委員会は、別表に定める委員で構成する。必要に応じ、産業医に対して参画を要請する。

３ 委員会は、６か月に１回定期的に開催（オンライン可）し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

４ 委員会の開催結果は、職員に周知すること。

５ 委員会の役割は、次のとおりとする。

（1）事業所内感染対策の立案

（2）指針・マニュアル等の整備・更新

（3）利用者及び職員の健康状態の把握

（4）感染症発生時の措置（対応・報告）

（5）事業所内感染対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）

（6）研修・教育計画の策定及び実施

（7）各部署での感染対策実施状況の把握と評価

（職員研修に関する基本方針）

第６条 本会職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及び蔓延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を感染症対策委員会の企画により、次のとおり実施する。

（1）新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

（2）定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年２回以上実施する。

（3）訓練（シミュレーション）

事業所内に感染症が発生した場合に備えた訓練を年１回実施する。

（利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

第７条 この「感染症対策のための指針」は、利用者及び家族の求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにするとともに、本会のホームページ上に公表し、いつでも 通所者及び家族が閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、令和５年９月１９日から施行する。

この指針は、令和６年６月２５日に改正し、令和６年４月１日から適用する。
この指針は、令和７年９月１９日に改正し、施行する。

別表
【感染対策委員会構成員】

構成メンバー	役 職
委 員 長	事務局長
委 員	さいかいデイサービスセンター職員（支援ハウス）
委 員	せいひデイサービスセンター職員
委 員	おおさきデイサービスセンター職員（支援ハウス）
委 員	おおせとデイサービスセンター職員
委 員	西海市社協ヘルパーセンター職員
委 員	西海市社協障がい者ヘルパーセンター職員
委 員	西海市社協ケアプランセンター職員
委 員	横瀬保育所看護師
委 員	地域福祉課職員
委 員	総務課職員